

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会  
第 2 回 臨 時 教 育 委 員 会

令和7年2月17日（月）午後1時00分開会

議事日程

- 第1 開 会
- 第2 教育長挨拶
- 第3 議 事
  - 議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
  - 議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則の一部改正について
  - 議案第3号 松本市教育委員会と松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会との教職員研修に関する連携協定の締結について
  - 議案第4号 教育長の辞職についてについて
- 第4 その他
- 第5 閉 会

---

出席委員（6名）

教 育 長	伊佐治 裕 子	教 育 長	百 瀬 司 郎
職 務 代 理 者		職 務 代 理 者	
教 育 委 員	根 橋 範 男	教 育 委 員	中 村 八重美
教 育 委 員	村 山 晴 美	中 学 校 長	中 川 満 英

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	赤 羽 志 穂	事 務 局 次 長	坂 口 俊 樹
事 務 局 次 長	小 西 え み	次 長 補 佐	降 旗 基
次 長 補 佐	伏 見 宏 美	次 長 補 佐	牧 垣 孝 一
主 事	三 浦 佑 太	山 形 村	
		教 育 次 長	藤 沢 洋 史
朝 日 村			
教 育 次 長	上 條 靖 尚		

---

◎開 会

○教育長（伊佐治裕子） ただいまから令和6年度松本市・山形村・朝日村中学校組合第2回の臨時教育委員会を開催します。

本日ですが、管理者会が終わった後、午後3時30分から定例会もあり長丁場となりますが、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名委員の指名

○教育長（伊佐治裕子） それでは、本日の会議録の署名委員ですけれども、百瀬委員、中村委員をお願いいたします。

---

◎議事進行

○教育長（伊佐治裕子） 本日は、議案が4件となっています。

---

◎議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○教育長（伊佐治裕子） それでは初めに、議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局次長補佐（牧垣孝一） 事務局次長補佐の牧垣孝一ですが、私からご説明を申し上げます。着席のままご説明いたします。

議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを説明いたします。

趣旨にございますように、令和7年4月1日から学校医等の委嘱及び報酬に関する規則の改正を行うことに伴いまして、管理市に準じた改正を行うものであります。

主な内容としましては、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を、次のページの別紙1にあります別表から削除して、それを松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則へ移管するものであります。

なお、今回議案として上程している令和7年度当初予算の中で、管理市に準じて学校医等の報酬を改定していることから、報酬額につきましては、改定後の単価に変更して、後刻説明する規則の改正の中で行っております。

3番にございますように、別紙2をご覧くださいますと、改正前と改正後の新旧対照表になっています。これにつきましては、令和7年4月1日の施行といたします。

説明は以上です。

○教育長（伊佐治裕子） ただいまの説明に対し、質問・ご意見のある方はお願いします。

条例に載せていたものを削って、それを規則に移し替えるというものです。条例に載せていると報酬額が改定となるたびに条例改正を行わないといけなくなるため、管理市にあわせて、規則に載せ替えたいというのですが、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（伊佐治裕子） それでは、質疑、意見がないようでありますので、これについては原案どおり可決することにご異議ないでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（伊佐治裕子） それでは、議案第1号は原案どおり可決すべきものと決しました。

---

◎議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則の一部改正について

○教育長（伊佐治裕子） それでは、議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局次長補佐（牧垣孝一） それでは、議案第2号をご説明申し上げます。

先ほど条例改正についてご説明を申し上げましたが、その別表、学校等に関する条項にきまして、規則の方へ移行することということで、その内容が今回の主な内容となっています。

具体的には、別紙1をご覧くださいまして、このように改正前は箇条書きとなっていたものを改正後は、別表を新たに設けて、個々の項目について、報酬額を定めるものであります。次の別紙2は新旧対照表となりますのでご参照いただければと思います。

こちらも同様に令和7年4月1日の施行といたしますので、よろしくをお願いします。。

説明は以上です。

○教育長（伊佐治裕子） 先ほどの条例とセットということになりますが、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（伊佐治裕子） それでは、質疑、意見がないようでありますので、これについては原案どおり可決することにご異議ないでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（伊佐治裕子） それでは、議案第2号は原案どおり可決すべきものと決しました。

---

◎議案第3号 松本市教育委員会と松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会との教職員研修に関する連携協定の締結について

○教育長（伊佐治裕子） 続きまして、報告第3号 松本市教育委員会と松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会との教職員研修に関する連携協定の締結についてを議題といたしま

す。

事務局から説明をお願いします。

○事務局次長（小西えみ）　お願いします。1の趣旨でございますが、松本市教育委員会と松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会が、教職員研修に関する連携協定を締結することについて、協議をお願いするものでございます。

2の内容ですが、小中学校の教職員は、政令指定都市及び中核市においては市教育委員会、その他の市町村では、任命権者である県又は市町村教育委員会が実施することになっております。松本市教育委員会又は松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会が実施する教職員研修に、相互の教職員が無償で参加することを可能にするものでございます。

3の連携協定の案でございますが、1枚おめくりください。まず目的としては、教職員研修の相互参加により松本市教育委員会と組合教育委員会の教職員の資質向上と学校教育の活性化を目的とするものです。連携内容ですが、双方が実施する教職員研修に教職員が相互に参加することができるというものです。費用については、無償とします。

協定期間ですけれども、締結日から令和8年3月31日までといたしますが、特段の申し出がない場合には期間は1年間更新されるもので、その後も同様とします。

資料お戻りいただき、4の今後の予定ですが、4月1日付けで連携協定を締結します。

説明は以上です。

○教育長（伊佐治裕子）　ただいまの説明に対し、質問・ご意見のある方はお願いします。

○教育委員（根橋範男）　第6条の協議の2行目ですが、この協定もではなくこの協定の、の方がよろしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○事務局次長（小西えみ）　修正いたします。

○教育長（伊佐治裕子）　修正ということでお願いします。他には。

松本市が令和3年4月に中核市に移行して、令和4年に教職員研修センターを立上げて教職員研修の計画をたて、令和5年から教職員研修を本格的に動かしているのですが、本来であれば、その際に整備すべきであったと思いますが、この度改めて締結するものです。申し訳ございません。中核市になると、教職員研修の権限を県から移譲されるものですから、中核市の職員が県の総合教育センターの研修を受ける場合は、1人1回1万3千円か1万4千円くらいの負担金を支払わないといけません。本来であれば、鉢盛の先生の方は払わなくてよかったです。鉢盛の先生も一緒にお支払いをされていて、県の方でも気が付いていなかった。逆に鉢盛の先生が松本市の教職員研修を受けるのであれば、本来であれば財政上の整理をすると、費用負担が必要だったかと思いますが、今回の協定によりそれはなしとして、同じ研修を受けられるようになるものです。

村山委員、何かございますか。

○教育委員（村山晴美）　お互いにとってよいものだと理解しています。県の研修を受ける場合は、今までと変わらず松本市の方の研修が受けるときと同じように鉢盛の先生の方は支払

うのでしょうか。

- 教育長（伊佐治裕子） 松本市と長野市以外の市町村は県費職員なので払う必要ないです。しかし、松本市の職員と一緒に支払いを行っていました。
- 教育委員（村山晴美） 正規の方法に戻して、松本市の研修を受ける場合は、鉢盛の先生も受けられるという形になるということで。
- 教育長（伊佐治裕子） はい。そうです。
- 教育委員（村山晴美） ありがとうございます。
- 教育長（伊佐治裕子） それでは先ほどの第6条の修正のところは、事務局で整理をしていただきたいと思います。他にはよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは質疑・意見がないようでありますので、これについては原案どおり可決することにご異議ないでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 教育長（伊佐治裕子） それでは、議案第3号は原案どおり、一部を修正したうえで可決すべきものと決しました。

---

#### ◎議案第4号 教育長の辞職に対する同意について

- 教育長（伊佐治裕子） それでは、議案第4号ですが、私は退席させていただきまして、以降職務代理者をお願いしたいと思います。
- 教育長職務代理者（百瀬司郎） よろしく願いいたします。それでは、議案第4号 教育長の辞職に対する同意についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いします。
- 事務局次長（小西えみ） お願いします。1の趣旨でございます。伊佐治教育長から組合教育委員会あてに令和7年2月3日付けで令和7年3月31日をもって退職したい旨の願が提出されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づきまして、辞職に対する同意について協議をお願いするものです。根拠法令につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条でございます。3の伊佐治教育長の任期ですが、通算で令和6年7月20日から令和9年7月19日、2期目でございます。退職願は添付資料のとおりです。

説明は以上です。

- 教育長職務代理者（百瀬司郎） それではこの件について質疑、ご意見がある方はご発言をお願いします。
- 教育委員（根橋範男） お願いします。同意することについては大丈夫なのですが、これは組合教育委員会が同意した旨の資料は管理者にあがるのでしょうか。
- 事務局長（赤羽志穂） 地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得てということになりますので、管理者にも別途教育長から退職願を出すこととなります。

- 教育委員（根橋範男） 管理者も同意をされているという確認は、教育委員会と管理者で確認する場があるということですか。
- 教育長職務代理人（百瀬司郎） 事務局長お願いします。
- 事務局長（赤羽志穂） 改めて確認する会議を設けることはないですが、管理者の方はこちらで同意して事務処理上の決裁で同意となります。辞職が認められれば、教育委員の皆様へ報告します。
- 教育委員（根橋範男） 議会への報告は。
- 事務局長（赤羽志穂） 今まで議会に対して教育長が欠員となったという報告はしていません。次の7月の組合議会で新しい教育長の任命についてお諮りするようになります。
- 教育長職務代理人（百瀬司郎） それまでは欠員ということで。
- 事務局長（赤羽志穂） その間は欠員で、職務代理人に務めていただくようになります。
- 教育長職務代理人（百瀬司郎） 根橋委員よろしいでしょうか。
- 教育委員（根橋範男） 大丈夫です。
- 教育長職務代理人（百瀬司郎） 他には。
- 教育委員（村山晴美） お願いします。2月3日に辞職の申し出があったにも関わらず、2月7日付けで最初にいただいた資料には議案第4号がありませんでした。当時いただいた資料に載っていてよかったのではないかとというのが1点。
- あと、素朴な疑問なのですが、教育長の辞職は教育委員会だけで同意が得られれば、議会というものは、言い方が正しいかはわかりませんが関係ないということで、今日の議会で報告されるということはないという理解でしょうか。
- 事務局次長（小西えみ） 議案第4号が抜けていたのは事務処理の失念でございます。申し訳ございませんでした。
- 事務局長（赤羽志穂） 教育長の辞職については、地方行政法で、管理者及び教育委員会が同意。任命については議会の任命が必要となっています。なので辞職に関しては、議会の権限はないものです。
- 教育長職務代理人（百瀬司郎） よろしいでしょうか。
- 教育委員（村山晴美） 松本市教育委員会への辞職の申し出についても、同じ日付で出ているのでしょうか。
- 事務局次長（小西えみ） 松本市の方は、1月の教育委員会で既に同意をしています。
- 教育長職務代理人（百瀬司郎） よろしいでしょうか。
- 教育委員（村山晴美） 感想はありますが、ここでは控えさせていただきます。
- 教育長職務代理人（百瀬司郎） 他はよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑・意見がないようでありますので、ただいまから集約いたします。議案第4号については原案どおり可決することにご異議ないでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長職務代理者（百瀬司郎） それでは、議案第4号は原案どおり可決すべきものと決しました。

---

◎その他

○教育長（伊佐治裕子） その他はよろしいでしょうか。

○教育委員（村山晴美） よろしいでしょうか。議案となるような内容は、委員から鉢盛の活動に関して、このようなことを議題にしてみてもはどうだろうかという申し出を行う機会はあるものではないでしょうか。議題として上がってきたものに対して、感想や時には意見や疑問を出しますが、保護者という立場で入らせていただいていますので、質問したいと思いました。

○教育長（伊佐治裕子） 事務局からお願いします。

○事務局次長（小西えみ） 松本市の場合は教育研究会というものがありますが、鉢盛にはないので、ご要望があれば例えば教育委員会終了後に、意見交換の時間を持つことはできるのではないかと考えます。

○教育委員（村山晴美） このような場にふさわしいかはわかりませんが、ひとつ思っているのが、鉢盛中学校はコロナ禍に制服を新しくしています。しかし、着替えが密集したところではできないということで軽装、ジャージや学校指定のポロシャツ、今は制服ではなく標準服と呼んでいます。学校指定のものではないといけないという制約が外れているという認識です。コロナ禍がある程度収まって、改めて制服登校になったかと思っていたが、ある時から子どもが登校時も授業時も軽装でよいという話になったということで、参観日に行ったとしても制服を着ている生徒が1人とか2人と少数派になっていました。1日を通して一番多いのが運動ジャージを着ている生徒が多いです。そうするとジャージもそうですが、制服はある程度家庭の負担で用意していますが、入学式、卒業式、白峰祭くらいでしか着用しなくなっています。学用品の家庭負担が話題となっている中、大きな用意する物の1つとして制服があり、昔の制服を持っていくわけにもいかないので、標準服の位置づけや活用について、今後どのようにしていくのかと感じています。2年生が修学旅行に行くときに制服を着ていくのですが、白峰祭以来という話も。減価償却が高いと感じている家庭も少なからずあり、一度聞いてみたいと思っていたので発言させていただきました。

○鉢盛中学校長（中川満英） 委員の話のようなことが、学校評価にもいくつかあった。学校としても、白峰祭以来と言われましたが、テストとかも入試を見越して制服とするのか、委員会活動でもある程度オフィシャルにつながる時は標準服と促しつつ、高額なものを購入していただいているので、生徒ともう1回考えながら取り組んでいき、全体に周知していきたい。おっしゃる通り、コロナ禍でジャージと選択としたので、学校としてもある程度どちらでもよいという感じでやっていましたが、鉢盛は9割以上が自転車通学なので子どもはジャージの方が運転もしやすいと。村山委員の言う通り、着用する機会を増やしながらかと考

ている。今取り組んだり、実際に子どもたちにおろしている最中ですので、またよろしくお願いたします。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） よろしいですか。今このような状況になっているのは鉢盛中だけなのか、それとも松本市内の中学校でもそうなのでしょうか。

○事務局次長（坂口俊樹） 松本市でも見直しをしているところです。学用品と制服を一律で保護者の方に負担を求めることが良いのかと話をしていた経過があります。中川先生にもご意見をいただいていたところでした。鉢盛でも取り上げないといけなかったと村山委員の話を聞いて思っていたところです。鉢盛で標準服といういろいろな組み合わせができたり、ジャージも含めて学校生活を送れるフレキシブルな形での採用は松本市内の学校の見本となっています。いくつかの学校で制服の見直しを行ったところがあります。今はジェンダーレスといったいろいろな子たちがいろいろな着方ができるような制服を子供たちが自分たちで着方やデザインを考えて採用していく学校が増えています。

もう1つは令和5年度の案件をもとにして、更衣室の在り方を松本市で見直しを行っているところがございます。更衣室は学校にあるが、体育館の近くにあったり着替えにいくということが実質的に難しいという学校が多かったです。市で各学校に調査を行い、空き教室のところにカーテンで仕切ってでも子供たちが近くで安心して着替えられる場所を作ろうということで、予算を取って、もう一度調査をして、今年度カーテンレールやパーテーションの設置を進めてきているところです。それを進めてもなお、着替えるということに物理的な無理があったり、一定程度まだ学校の中でルールとして制服で授業を受けなければならないという思いを持った職員が一定数いて、1日に何回着替えるか数えた学校もあった。体育が3・4時間目にある学校は朝制服出来て、2時間目が終わった後に運動服に着替えて、給食まではそれでいるんだけどお昼休みの後にまた制服に着替えて、5・6時間目授業を受けて、それで清掃の時にまた着替えて、下手をするとそのまま部活にいけばいいんだけど、学活は制服でないといけないという担任がいて、わざわざそのためだけにもう1回着替えて、そして部活の時にまた着替える、ということをやっていたところもあり、それはいかがなものかということがあって、1回着替えたなら、先ほどの例でいうと、2時間目休みで着替えたならあとは運動着でいてもいいと変えた校長面談で教えてくれた校長先生もいました。そんなことで市内学校で工夫しながら取り組んでいます。

○教育長職務代理人（百瀬司郎） わかりました

○教育長（伊佐治裕子） 制服がないのは丸の内中。標準服として、指定をしていないのが鉢盛中。ジェンダーレスの制服に変えた学校は、知っている限りだと3校くらいあると思うのですが、普通の制服が1着4万程度に対して、ジェンダーレスの制服は出回っていないのか1着7万円から8万円と高いです。こちらは議会の一般質問がありました。

機会があれば、松本市の教育委員がまとめた提言書があるのでご覧いただければと思います。

○教育委員（村山晴美） ありがとうございます。

- 教育長（伊佐治裕子） とても大事なことですよね。先ほど中川校長先生もおっしゃっていましたが、もったいないということもあるけれど、それをもって決めつけるのではなく、子どもたちが場面で選んでくれるということができればよい。子どもの中には同調圧力が一定程度あるという息苦しさが学校の中になくするように、整えていくことも大事なかなと思いました。
- 教育委員（村山晴美） 中学校は社会の縮図を学ぶ場でもあると思っているので、こういう場面では襟を正した服、楽な格好でできることはその方がよいです、とか。ジェンダーレスもあるけれど、子どもの体質によってシックハウスではないけどアレルギーを起こしてしまう子どもも増えてきているように感じるので、生徒の声も聴きながらというのが大事なのかなと思いました。ありがとうございました。
- 

◎閉 会

- 教育長（伊佐治裕子） 以上で、松本市・山形村・朝日村中学校組合第2回臨時教育委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

会議録調整職員 松本市・山形村・朝日村中学校組合事務局 主事 三浦 佑太

令和7年2月17日

署名議員 百 瀬 司 郎

署名議員 中 村 八 重 美